

## 「報告書～統計の信頼回復に向けた結論～」のポイント

## 1 遡及改定に必要な「推計手法」の決定

- 遡及改定には、**二重計上の原因となる合算の影響を推計により取り除くことが必要**。
- その手法として、複数の案を比較・検証した結果、**精度が高く、簡便な手法である「合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する方法」を決定**。

## 想定される推計手法

- 手法①：合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する方法  
 手法②：標本抽出層ごとの月別受注高の平均値に比例させて配分する方法  
 手法③：調査票裏面の個別工事の請負契約額の合計に比例させて配分する方法  
 手法④：「当月に近い受注月ほど受注高が大きい」という仮説に基づく推定により配分する方法

ほぼ完全な復元を行うことができるR2年度分の受注統計について、約11万枚の調査票を1枚1枚精査して作成したデータベース（注）を基に、手法①から手法④までの妥当性を比較・検証

精度が高く、簡便な手法である手法①「合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する手法」を決定

（注）R2年度分のデータベースに基づき、R2年度の受注統計への二重計上等の影響を算出したところ、その影響（前月分合算によるもの）は、+2.8%（+1.5兆円/年）であった。また、仮に、複数月合算をしていた場合を想定し、その影響を試算すると、+5.3%（+2.8兆円/年）となった。

## 2 今後の遡及改定

- 国土交通省において、今後、この「推計手法」に基づき、**二重計上が影響する全期間（H25.4分以降9年間分）の受注統計及び建設総合統計**について、**適正かつ速やかに遡及改定を実施・公表**。

※なお、「完成予定年月の書き換え」について、完成予定年月を受注月に修正して集計に含める処理は、むしろ適切。

（参考）H25～R2年度における受注統計への二重計上等の影響度が、上記（R2年度分の影響）と同程度との仮定を置いて、建設総合統計への二重計上等の影響度を大まかに試算すると▲0.3%～+0.6%程度となった。これは、R2年度分の受注統計への影響（上記+5.3%）や、建設総合統計の毎年のデータ更新に伴う変動幅（R2年度1.7%）より小さい。なお、この試算は各年度のデータを精査したものである。

## 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）報告書 概要

## 【追加調査（特別監察）の対象・方法等】

- ・ 特別監察：第1回「再発防止 検証タスクフォース」(1/28)における**国土交通大臣の指示に基づき特別監察**。
- ・ 監察対象：検証委員会報告書の追補事項 ①都道府県における合算書き換への継続、②回収率の計算方法の誤り、③完成予定年月の書き換えと④公文書管理。
- ・ 監察方法：顧問有識者3名と情報共有した上で、アドバイスを受けながら、監察方法の決定、事実認定、評価等を実施。通常の監察よりも高い専門性・客観性を確保。
- ・ 資料の取扱い：今後の監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

## &lt;顧問有識者&gt;

- 岸 秀光（弁護士 元名古屋地検特別捜査部長）  
 舟岡 史雄（信州大学名誉教授）  
 和田 希志子（弁護士 ふじ合同法律事務所）  
 ※「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」委員  
 ※「再発防止 検証タスクフォース」顧問有識者

## 【①都道府県における合算書き換への継続】

## &lt;検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要&gt;

R2年1月、都道府県に対し、合算書き換への処理を取りやめるよう指示していたが、一部で書き換への継続の可能性があるものがあった。書き換えが継続されないように統計室から都道府県に対して明確な指示をすべきである、過月分混入の影響についても判明次第、これを明らかにすべきである。

## &lt;調査結果&gt;

- ①事実認定 R2年1月に係長が合算中止をメールと電話で指示。R2年6月に専門調査官が書き換え継続を認識し課長補佐等に連絡。室長以上に報告されずR3年5月の全国説明会で書き換え継続がうかがわれる質疑応答。R3年8月に報道取材を契機に書き換え継続の可能性を政総審まで認識。R3年12月以降、報道を契機に調査票の精査、都道府県 調査票提出事業者に対する調査⇒R1年12月分～R3年3月分を確認。提出調査票106,670件のうち71件(0.07%)
- ②評価 結果として、国交省の合算中止指示は徹底が不十分。書き換え継続の認識後は、速やかに情報共有し対応すべき。また、「疑義及び誤り発見後の対応ルール」(対応ルール) 制定後は、それに則った対応をすべき等
- ③原因 指示の徹底が不十分な点は、明確に理由を伝えていない等  
 認識後の対応が速やかでない点は、通常業務で手一杯、マネジメント不足 等

## 【②回収率の計算方法の誤り】

## &lt;検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要&gt;

H25年4月分からの推計方法変更の際、大手50社の数値が回収率の計算に含まれていた。誤りはR3年4月分（同年6月公表）に修正。誤りが生じた理由や誤り発見後の対応の妥当性については、国交省において調査して公表すべきである。

## &lt;調査結果&gt;

- ①事実認定 H24年12月に(独)統計センターに誤った計算方法で依頼。R2年10月に会計検査院検査を受け、計算方法を精査。室長まで誤りを認識。R3年3月に同年4月からの新推計に合わせる形で計算方法の是正を依頼。R3年12月に報道を契機に精査する中で政総審まで認識。単純ミスにより、誤った計算方法で依頼。推計は本来よりも低く算出され誤り認識後は、対応ルールに則り対応すべき。また、誤りを公表すべき等  
 誤りの発生は、業務フローの全てを点検せずに推計方法見直しを実施 等  
 認識後の対応は、対応ルールの不徹底、責任追及を回避したい意識 等

## 【③完成予定年月の書き換え】

## &lt;検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要&gt;

調査票に記載されている完成予定年月が受注月よりも前の月になっている場合に、統計室が、事業者に確認せずに修正する運用があった。こうした運用が行われていた理由や運用の発見後の対応の妥当性、その影響の程度については、国交省において調査して公表すべきである。

## &lt;調査結果&gt;

- ①事実認定 H12年度から事業者提出の個別工事情報の活用のため、国交省で書き換え。H13年度から業務効率化のため、都道府県に書き換えを指示。H16年度から業務効率化のため、システム変更し自動書き換え。R2年1月に大手50社以外分、R3年8月に大手50社分について、書き換を中止。R4年1月に報道を契機に精査する中で政総審まで報告
- ②評価 公表なしに行われていた点等で不適切。工事期間の短縮は建設総合統計に影響。書き換え中止の際、統計室等の意見を確認すべき。また、公表すべき  
 書き換え開始時点は、システム上反映させる方法がなく、ルーティン外で反映させる方法を検討すべきだが、通常業務で手一杯。その後も人的余裕なし 等  
 書き換え中止の際は、専門的知識の不足、マネジメント不足 等

## 【④公文書管理】

## &lt;調査の趣旨&gt;

建設工事受注動態統計調査に関する行政文書の管理状況を点検した。

## &lt;調査結果&gt;

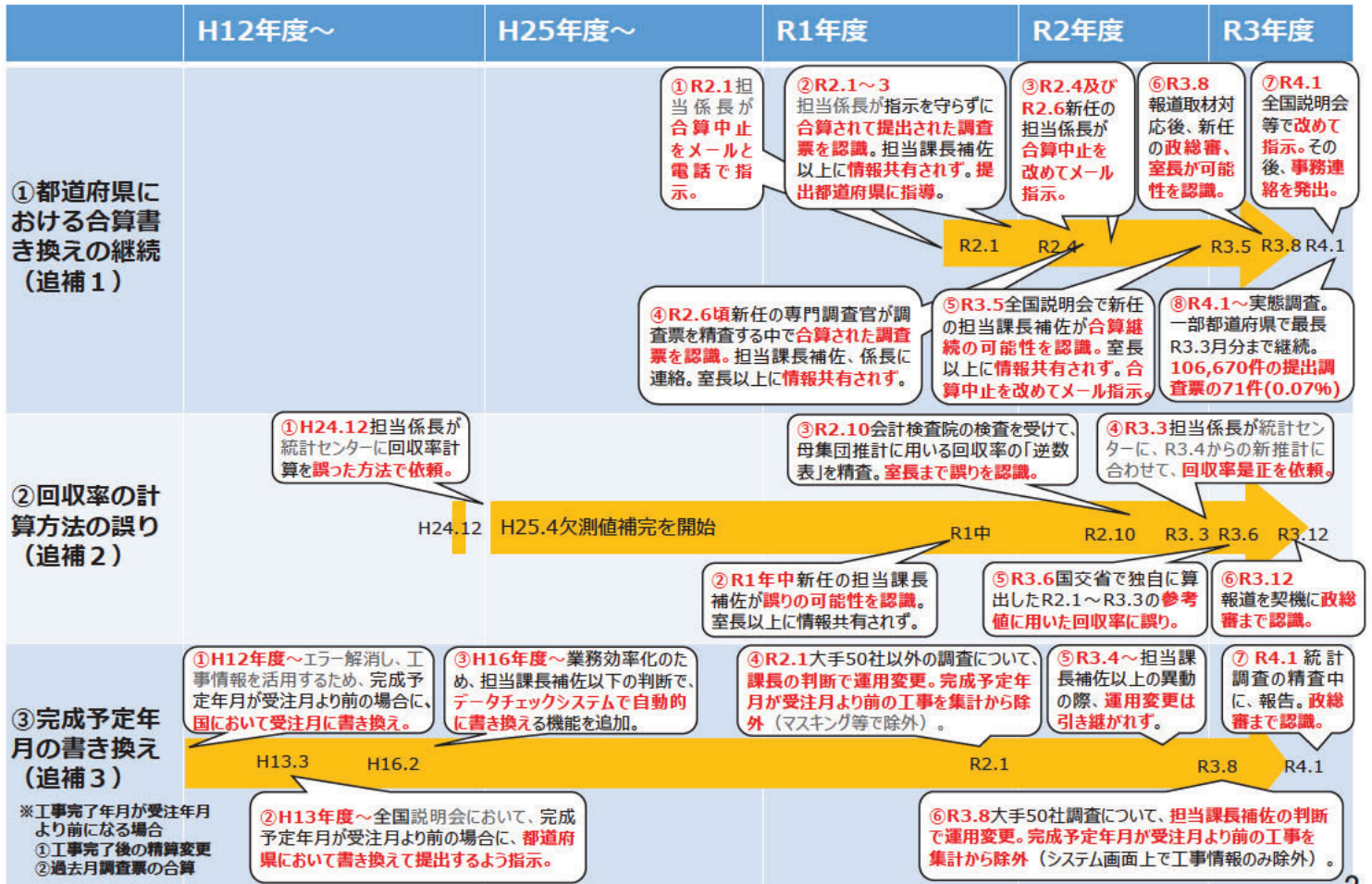
- ①事実認定 行政文書の一部に、現存する行政文書ファイルの管理簿への未登録等、公文書管理法の規定が遵守されていない事例が認められた。調査票の一部に消しゴムで数値を消した痕跡があった。国土交通省で書き換えが行われていたとの供述があった
- ②評価 公文書管理法の規定が遵守されていない状況について早急な改善が必要。国土交通省での調査票の書き換えは、公文書管理法の趣旨に照らし不適切
- ③原因 公文書管理に関する知識不足、通常業務で手一杯 等

○再発防止策のとりまとめ（再発防止・検証タスクフォース）

○遡及改定検討会議の決定に基づき遡及改定



# 追補事項に関する時系列整理



## 再発防止策～当面速やかに取り組む事項及び今後の検討の視点～

5月13日建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース(第4回)資料3

### 検証委員会報告書における再発防止策(提言)

- ① 業務過多の解消
- ② 統計を統合的に理解する職員の配置
- ③ 職員の専門知識の習得
- ④ 専門家との相談体制の構築
- ⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

※報告書の提言順に記載

### 当面速やかに取り組む事項

- 統計部門の人員体制の増強[①・②関係]☆
- 調査のオンライン化の促進[①関係]☆
- 統計研修の受講徹底[③関係]
- 統計専門家のアドバイザーへの任命と相談の開始[④関係]☆
- 統計担当をはじめ若手職員や現場担当職員等と大臣や政務二役が懇談する機会の設定[⑤関係]
- 組織風土改革に向けた若手職員や現場担当職員等によるグループディスカッションの定期開催[⑤関係]
- 部署内ミーティングの定期開催による工程管理の共同チェック[⑤関係]☆

(☆は既に取り組んでいる事項)

### 今後の検討の視点:省全体

- 各職員が気兼ねなく意見を言え、問題発見・報告のみならず、柔軟で斬新な発想を提案できる職場づくり
- 組織風土改革における若手職員や現場担当職員等の中心的役割
- 管理職員のマネジメント能力・コンプライアンス意識の向上
- 実施段階をおろそかにしないPDCA・EBPMの強化
- ネガティブ情報(問題、誤り等)把握時の「報連相」ルールの明確化及び遵守の徹底

### 今後の検討の視点:統計部門

- 若手職員や現場担当職員等の意見に基づく職場の風土・環境の改善
- 実務部門の体制強化と統計の改善力・企画力の強化
- 人材育成の充実(研修強化、人事交流、専門家や同種業務他組織との交流)
- 品質改善の仕組みの構築(ユーザーニーズを踏まえた統計業務の合理化・効率化、統計ユーザー等が求める品質への改善、問題を発見した者を人事上評価等)
- 統計のオープン化(処理方法・回収率・標準誤差率等も見える化、統計ユーザーからの意見・ニーズの把握等)
- PDCAサイクルを支える専門性の高い統計プラットフォーム機能の強化等
- 統計DXの推進(建設業、建築工事データ等の行政記録情報の電子化の活用も視野)

※上記のために必要な予算等について、概算要求に向けて検討

## 国交省報告書の確認、統計委員会TF報告書の再確認、及び追加すべき対策の確認について

国交省報告書の確認、統計委員会TF報告書や資料の再確認を事務局で行い、得られた再確認結果および議論に至っていない対策等については以下のとおり

- ① 統計委員会に提出された資料を再確認のうえで、国交省報告と総務省報告書に相反する記述や事実関係の相異は確認されなかった。
- ② 国交省の報告書には、遅延調査票の取り扱いや事後的な検証に必要な情報の保存、統計リソースの確保についても言及されている。

### 基幹統計調査の調査・集計プロセスの点検について (方向性)

建設工事受注動態統計調査に係る事案について把握した状況及びこれまでの議論等を踏まえ、直接的な原因となった状況、及びマネジメント・ガバナンス面を含む重大なリスクとなった要因と考えられることについて、点検・確認する。(併せて体制、現在の取組への意見等も把握)

#### ○ 基幹統計ごとの人員・体制等

- 遅延調査票の取扱い（合算・二重計上等）
- 調査・集計プロセスのドキュメントの整備状況
- 調査・集計プロセスの変更の際の、変更内容の管理、変更にあたっての検討・レビュー体制
- 誤り発生時の対応（マニュアルの整備・徹底の状況、発生時の対応状況（幹事への報告、利用府省への連絡等）

#### ○ 毎月勤労統計調査の事案発生後の取組への意見等

(注) 下線は前回からの追加事項